

内閣府告示第九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 青森県
- 三 構造改革特別区域の名称 津軽・生命科学活用食料特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 青森市、弘前市、黒石市及び五所川原市並びに青森県西津軽郡鰺ヶ沢町及び
深浦町、中津軽郡岩木町、南津軽郡藤崎町、大鰐町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村及び碓ヶ関村並びに北津軽郡板柳町、中里町及び鶴田町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）、国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）、地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第百九十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 遠野市
- 三 構造改革特別区域の名称 日本のふるさと再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 遠野市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）、地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草

放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 仙台市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際知的産業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 仙台市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県
- 三 構造改革特別区域の名称 鹿島経済特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 鹿嶋市及び潮来市並びに茨城県鹿島郡及び行方郡の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業（一一〇三（一一二二））、可燃性ガスの圧縮における含有酸素量変更事業（一一一七）、高圧ガス設備の

開放検査期間変更事業（一一一九）、特定施設における保安検査期間変更事業（一二二五（一一一四））
及び再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業（一三〇四（一三〇五））

内閣府告示第九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県、栃木県及び群馬県
- 三 構造改革特別区域の名称 広域連携物流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 水戸市、日立市、下館市、結城市、常陸太田市、笠間市及びひたちなか市並びに茨城県東茨城郡茨城町、小川町、美野里町、内原町及び大洗町、西茨城郡友部町、岩間町及び岩瀬町、那珂郡東海村、那珂町及び大宮町、久慈郡金砂郷町、真壁郡関城町及び協和町、結城郡八千代町並びに

猿島郡総和町及び境町並びに宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市及び真岡市並びに栃木県河内郡上三川町、芳賀郡二宮町、下都賀郡壬生町、石橋町、岩舟町及び都賀町並びに安蘇郡田沼町及び葛生町並びに前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市及び館林市並びに群馬県佐波郡赤堀町、東村及び玉村町、新田郡新田町及び藪塚本町並びに邑楽郡邑楽町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業（七〇六）及び自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業（一二〇四）

内閣府告示第九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百七十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 三 構造改革特別区域の名称 健康福祉千葉特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、富津市、印西市及び白井市並びに千葉県印旛郡栄町、香取郡東庄町、海上郡海上町、長生郡長生村及び安房郡鋸南町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事

業（九〇六）

内閣府告示第百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際物流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 横浜市の区域のうち、横浜港臨港地区（横浜市金沢区八景島の全域を除く。）及び特別工業地区
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）、税関

の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）及び特定埋立地に係る所有権移転
制限期間等短縮事業（一一〇八）

内閣府告示第百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村及び牧村

三 構造改革特別区域の名称 東頸城農業特区

四 構造改革特別区域の範囲 新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村及び牧村の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。() 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業(四〇七)、
特定農業者による濁酒の製造事業(七〇七)、地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草
放牧地の特定法人への貸付け事業(一〇〇一)及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農
地貸付け事業(一〇〇二)

内閣府告示第百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十月二十五日内閣府告示第百十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 富山県、富山市、高岡市、新湊市、魚津市、滑川市及び砺波市並びに富山県上新川郡大山町及び東礪波郡福野町
- 三 構造改革特別区域の名称 富山型デイサービス推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 富山市、高岡市、新湊市、魚津市、滑川市及び砺波市並びに富山県上新川郡大山町及び東礪波郡福野町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。) 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業(九〇六)

内閣府告示第百三三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第百二十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県
- 三 構造改革特別区域の名称 美しいひだ・みの景観特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大垣市、高山市、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市及び瑞穂市並びに岐阜県可児郡御嵩町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維

持事業（一二〇九）

内閣府告示第四百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百六十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 飛騨市
- 三 構造改革特別区域の名称 河合・宮川村デマンド式ポニーカーシステム有償運送特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 飛騨市河合町及び宮川町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業（一一二〇七

内閣府告示第百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百八十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県、豊橋市、蒲郡市及び田原市並びに愛知県宝飯郡御津町

三 構造改革特別区域の名称 国際自動車特区

四 構造改革特別区域の範囲 豊橋市、蒲郡市及び田原市並びに愛知県宝飯郡御津町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）、国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）及び自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業（一一〇四）

内閣府告示第百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第百三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 いなべ市
- 三 構造改革特別区域の名称 藤原町幼保一体的運営特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 いなべ市の区域の一部（旧藤原町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。) 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業(八〇
七)、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業(九一四)及び保育の実施に係る事務の教育
委員会への委任事業(九一六)

内閣府告示第百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第四十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県、豊岡市並びに兵庫県城崎郡城崎町、竹野町、香住町及び日高町、出石郡出石町及び但東町並びに美方郡村岡町、浜坂町、美方町及び温泉町
- 三 構造改革特別区域の名称 グリーンツーリズム特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 豊岡市並びに兵庫県城崎郡城崎町、竹野町、香住町及び日高町、出石郡出石町及び但東町並びに美方郡村岡町、浜坂町、美方町及び温泉町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。() 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業(四〇七)、
特定農業者による濁酒の製造事業(七〇七)及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地
貸付け事業(一〇〇二)

内閣府告示第百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第五十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神戸市
- 三 構造改革特別区域の名称 先端医療産業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 神戸市の区域の一部（ポートアイランド及び神戸大学）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第五十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山口県及び周南市
- 三 構造改革特別区域の名称 環境対応型コンビナート特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 周南市の区域の一部（周南コンビナート地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。(資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業)

一〇三(一一三)

内閣府告示第百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第百八十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び福岡市
- 三 構造改革特別区域の名称 福岡アジアビジネス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）
（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。) 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業(二〇一)、国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業(二〇二)、外国人研究者受入れ促進事業(五〇一、五〇二及び五〇三)、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(五〇四)、外国人情報処理技術者受入れ促進事業(五〇七)、夜間大学院留学生受入れ事業(五〇八)、臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業(七〇一)、税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業(七〇二)、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業(七〇四)、国の試験研究施設の使用の容易化事業(七〇五)、国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(八一三、八一四及び八一五)、公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業(一一二〇一)、特定埠頭運営効率化推進事業(一一二〇三)及び自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業(一一二〇四)

内閣府告示第百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第百八十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び飯塚市
- 三 構造改革特別区域の名称 飯塚アジアIT特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 飯塚市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）

、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百五十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 三 構造改革特別区域の名称 ながさき幼稚園早期入園特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、福江市及び松浦市並びに長崎県西彼杵郡高島町、野母崎町、三和町、多良見町、長与町、時津町、琴海町、西彼町、西海町、崎戸町及び大瀬戸町並びに東彼杵郡東彼杵町、川棚町及び波佐見町、北高来郡飯盛町、南高来郡有明町、国見町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南有馬町、北有馬町、有家町、布津町及び深江町並びに北松浦郡生月町、田

平町、江迎町及び吉井町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百七十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年三月二十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県
- 三 構造改革特別区域の名称 リゾート宮崎IT特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宮崎市並びに宮崎県宮崎郡清武町及び佐土原町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業（二〇一）、国

立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）